

地積測量図確認書の交付について(ご案内)

東京都の各建設事務所管理課では、不動産登記法が改正された平成17年3月7日以降に作成された地積測量図に、道路事業による用地取得に伴い発生した都有地・国有地と民有地等との分筆線が記載されている場合において、「地積測量図確認書」を交付しております(河川は交付対象から除きます)。

申請される際は、予め所管の各建設事務所管理課の窓口にて事前相談をお願いします。また、個別のケースについて下記項目に該当するか否かについて、電話での問い合わせにはお答えしておりませんので、予めご了承ください。

発行対象の地積測量図 以下の①~③を満たし、かつ④~⑧に当てはまらない場合が対象です。

- ① 平成17年3月7日以降に作成された、公共座標入りの地積測量図であり、かつ事業に伴う分筆線が記載されているもの。
(公共座標…日本測地系、世界測地系(測地成果2000、測地成果2011)のいずれか)
- ② 用地取得に伴う分筆登記の代位申請が都の建設事務所工事所管課で作成されているもの。但し、他自治体や他局・公社・民間事業者等が事業を施行し、その後財産管理が都(建設局)に引き継がれた箇所については、当該他自治体や他局・公社・民間事業者等により分筆登記された地積測量図も発行対象になります。
- ③ 現在の財産管理が東京都の各建設事務所管理課で行われている箇所

以下④~⑧の場合は発行対象になりません(前記①~③を満たしている場合を含みます)

- ④ すでに境界確認・確定済である箇所、あるいは不動産登記法14条地図が整備済みまたは地籍調査が完了している箇所
- ⑤ 建設事務所工事課等により事業実施中の箇所
- ⑥ 事業施行後に民間によって地積測量図が作り直され、申請人が事業施行所長等でない箇所
- ⑦ 地積測量図の座標系が任意座標の箇所、あるいは残地求積によって作成されている箇所
- ⑧ 係争中の箇所

申請手続きについて

「地積測量図確認申請書」(第1号様式)に必要な事項を記入し、申請者及び代理人の本人確認書類をご提示のうえ、(1)~(4)の書類を添付して申請してください。なお、申請できるのは申請日時点の土地所有者に限ります。

【ご提示いただく申請者及び代理人の本人確認書類】

- 土地所有者が個人の場合

住所・氏名が記載された本人確認書類(運転免許証など)をご提示ください。共有の場合は、共有者のうちの誰か1人以上の本人確認書類をご提示ください。

- 法人の場合

本確認書を申請する事務担当者が当該法人に所属していることを示す書類（社員証、健康保険証など）をご提示ください。

- 信託財産の場合

信託目録に特に定めがない場合は、信託目録に記載の受託者が申請できます。信託目録及び受託者の住所・氏名が記載された本人確認書類をご提示ください。受託者が法人の場合は、本確認書を申請する事務担当者が、当該法人に所属していることを示す書類をご提示ください。

- 土地所有者が未成年者の場合

親権を証する書面または、成年後見人等を必要とする場合は法定代理人であることを証する書面をご提示のうえ、親権者又は成年後見人等の氏名を土地所有者名に併記して申請してください。なお、後見監督人がいた場合、監督人の同意を書面又は口頭にて確認してください。

- 土地所有者が死亡している場合

相続人のうちの誰か1人以上により申請できます。申請者（相続人）本人の住民票の写しまたは戸籍謄本等（申請者と土地所有者との関係が分かるもの）をご提示ください。

- 代理人による申請の場合

申請を代理人に委任する場合は、申請者の本人確認書類の写し（コピー）と、代理人の職業や資格を示す書類（土地家屋調査士証など）をご提示ください。

【申請時の添付書類】

(1) 案内図（1部）

- 申請者所有地・主な目標・方位を記入してください。様式は任意です。

(2) 公図写し（1部）

- 予め分筆線を朱書きしてください。

(3) 登記簿謄本（各1部）

- 申請者所有地分と、分筆線を介して隣接する所有地・国有地分を提出してください。

(4) 地積測量図（2部）

- 予め分筆線を朱書きしてください。

注) 公図写し、登記簿謄本、地積測量図は、法務局の登記官の証明入りのもので、かつ発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。

東京都〇〇建設事務所長 殿

申請者（土地所有者）

住所

氏名

印

電話

代理人

住所

氏名

職印

電話

地積測量図確認申請書

下記土地と所有地・国有地との分筆線の確認を申請します。

記

1 土地の所在（地番）

2 目的 売買 : 開発行為許可申請 : 地積更正 : その他（ ）

3 添付書類

(1) 案内図

(2) 公図写し

(3) 登記簿謄本

(4) 地積測量図

記入例

令和 6年 4月22日

東京都北多摩北部建設事務所長 殿

自署の場合は認印を省略できます
また、サインでも可です
法人の場合は申請事務担当者の私
印を押印するかサインを記入して
ください。

申請者（土地所有者）

住所 東村山市青葉町 5-17-2

氏名 青葉 次郎

印

電話 042-000-0000

法人の場合は法人名と申請事務
担当者名を記名（ゴム印可）して
ください

代理人

住所 東京都立川市錦町 7-1-1

氏名 土地家屋調査士 境界 花子

職印

電話 042-000-0000

該当しない方を
二重線で消して
ください

地積測量図確認申請書

代理人の職印を押印して
ください。

下記土地と所有地・国有地との分筆線の確認を申請します。

記

1 土地の所在 東村山市青葉町五丁目1番1

申請箇所多数の場合は
別紙に記載してください

2 目的 **売買** : 開発行為許可申請 : 地積更正 : その他 ()

3 添付書類

- (1) 案内図
- (2) 公図写し
- (3) 登記簿謄本
- (4) 地積測量図

その他の場合は、目的を具
体的に記入してください。